

随意契約の公表(病院局分)

No	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	問い合わせ先	履行期間又は履行期限
1	市立札幌病院ホームページ改修業務	令和2年3月3日	株式会社大塚商会 札幌支店	1,797,950	市立札幌病院のホームページについては札幌市公式ホームページ運用システム(以下「CMS」)により更新・管理を行っているが、当該CMSについては既製品に本市独自の機能追加を行っている。本業務の履行に当たっては、CMSの特性や各機能の実態等を正確に把握し、システム全体を総合的に理解している必要がある。大塚商会株式会社札幌支店は、CMSのシステム設計・開発及び保守業務を担っており、上記要件を満たし、本業務を確実かつ円滑に遂行できる唯一の業者であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	総務課庶務係	令和2年3月31日
2	市立札幌病院中央監視(電気)設備保守業務	令和2年3月17日	パナソニックシステムソリューションズジャパン(株)北海道社	3,379,200	本業者は、当該設備の製造メーカーであるパナソニック株式会社の特定の保守業者であり、当該システムを熟知している上、特定保守業者として高度な技術力を有している。構成機器の仕様がメーカー独自の制御プロトコル等を使用しており、当該業者以外では適切な業務遂行が困難であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	施設管理担当課 電気担当係	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日
3	市立札幌病院防災監視設備保守業務	令和2年3月30日	ニッタン株式会社 北海道支社	1,738,000	本業者は、本院建設時施工業者であり、当該システムを熟知している上、製造メーカーであり高度な技術力を有している。本院に設置されている当該業者の防災監視設備は、大規模病院での人命と安全性優先したメーカー独自の仕様で構成されているため、他の業者では防災監視機器保守点検、緊急時の対応困難であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	施設管理担当課 電気担当係	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日
4	市立札幌病院受変電設備保守業務	令和2年3月25日	北海道電気工事株式会社	19,800,000	本院の電源を統括する「受変電設備」保守であり、安全かつ無停電、無事故で電気供給をするために保守し、法律で定められた点検を行うものである。保守・点検に当っては病院運営に支障を生じないように、医療機器の停電時間を最短にするため、仮設対応などの代替案を立案しなければならない。また点検作業中の救急患者対応について、臨機応変な対応と信頼性が要求される。このため本院受変電設備の施工業者であるとともに、開院以来この業務を請け負っており、当該業務の細部にわたり精通している本院独自の仮設対応方法等を熟知している該当業者以外では、適切な業務遂行が困難である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	施設管理担当課 電気担当係	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日
5	市立札幌病院発電設備保守業務	令和2年3月17日	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 東日本本部 北海道支社	19,800,000	非常用発電機設備は、本院の電源の最終バックアップ設備であり、方が一の故障の許されない機器である。そのため、当該設備の製造メーカーである三菱電機株式会社の特定保守業者であり非常用発電機設備の保守業務を総合的に安全に行える業者は上記一社のみであるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	施設管理担当課 電気担当係	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日
6	市立札幌病院無停電設備保守業務	令和2年3月17日	株式会社 北海道ジーエス・ユアサ サービス	4,840,000	本業者は、当該設備メーカー「(株)ジーエス・ユアサ コーポレーション」の道内における唯一の特定保守業者である。当該保守業務の対象である交流無停電装置(医療部門)は、当該製造メーカーの特許製品であり、かつ患者さん方の生命維持装置のバックアップ電源部分であり、細心かつ慎重な点検及び維持管理が行えるのは、当該設備の維持管理に十分な経験・実績及び技術力を有する上記一社のみであるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	施設管理担当課 電気担当係	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日

随意契約の公表(病院局分)

No	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	問い合わせ先	履行期間又は履行期限
7	市立札幌病院特高受変電設備保守業務	令和2年3月17日	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 東日本本部 北海道支社	7,975,000	本業者は、特別高圧受電設備のメーカー「三菱電機株式会社」の道内における唯一の特定保守業者である。当該保守業務の対象である特別高圧受電設備は、院内に電力を送る重要な基幹設備であり、患者等の生命維持のため万一の停止も許されない設備であるため、細心かつ慎重な点検及び維持管理を行えるのは、当該設備に熟知し、維持管理に十分な経験・実績及び技術力を有する上記一社のみであるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14 第1項 第2号)	施設管理担当課 電気担当係	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日
8	市立札幌病院医療給水装置(MWU-1,4,5,6)保守点検業務	令和2年3月26日	アクアス・エンジニアリング株式会社	10,490,920	本業務対象機器の構成、運転制御等はメーカーである三菱レーヨンエンジニアリング(株)独自の技術に基づき設計されており、運転管理等について社外への技術供与等を行っていない。上記業者はこの機器について保守点検を行える道内唯一の代理店であり、本業務の適切かつ迅速な執行が可能であるのは上記業者のみであるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14 第1項 第2号)	施設管理担当課 機械担当係	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日
9	市立札幌病院薬剤部医療給水装置(MWU-2)点検整備業務	令和2年3月26日	オルガノ株式会社	1,012,000	本業務当該機器の構成、運転制御等はメーカーである上記業者独自の技術に基づき設計されており、当該機器の運転管理については社外への技術供与等を行っていない。このことから、本業務の執行が可能であるのは上記業者のみであるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14 第1項 第2号)	施設管理担当課 機械担当係	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日
10	市立札幌病院無菌室ユニット保守業務	令和2年3月25日	株式会社ムトウ	4,345,000	本業務対象設備の構成等はメーカー独自の技術に基づき設計されており、運転管理等について社外への技術供与等を行っていない。上記業者はこの機器について保守点検を行える道内唯一の代理店であり、本業務の適切かつ迅速な執行が可能であるのは上記業者のみであるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14 第1項 第2号)	施設管理担当課 機械担当係	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日
11	市立札幌病院総合医療情報システム保守業務	令和2年3月17日	富士通株式会社 北海道支社	42,900,000	本業務は現在稼働しているシステムの保守業務であり、円滑な維持管理及び迅速な障害対応が可能なのは、システムの開発及び導入を行い、システムを熟知している上記選定事業者に限られる。また、ソフトウェアの修正が必要な場合は、著作権等を有している上記選定業者以外では対応できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	施設管理担当課 情報システム担当係	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日
12	市立札幌病院生理検査・生体モニタ連携システム保守業務	令和2年3月16日	日本光電工業株式会社 北海道支店	10,417,000	本業務は現在稼働しているシステムの保守業務であり、円滑な維持管理及び迅速な障害対応が可能なのは、システムの開発及び導入を行い、システムを熟知している上記選定事業者に限られる。また、ソフトウェアの修正が必要な場合は、著作権等を有している上記選定業者以外では対応できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	施設管理担当課 情報システム担当係	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日

随意契約の公表(病院局分)

No	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	問い合わせ先	履行期間又は履行期限
13	市立札幌病院文書画像管理システム保守業務	令和2年3月16日	富士フィルムメディカル株式会社 北海道地区営業本部	14,348,400	本業務は現在稼働しているシステムの保守業務であり、円滑な維持管理及び迅速な障害対応が可能な者は、システムの開発及び導入を行い、システムを熟知している上記選定事業者に限られる。また、ソフトウェアの修正が必要な場合は、著作権等を有している上記選定業者以外では対応できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	施設管理担当課 情報システム担当係	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日
14	市立札幌病院データウェアハウスシステム保守業務	令和2年3月10日	株式会社医用工学研究所	1,914,000	本業務は現在稼働しているシステムの保守業務であり、円滑な維持管理及び迅速な障害対応が可能な者は、システムの開発及び導入を行い、システムを熟知している上記選定事業者に限られる。また、ソフトウェアの修正が必要な場合は、著作権等を有している上記選定業者以外では対応できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	施設管理担当課 情報システム担当係	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日
15	市立札幌病院病理検査システム保守業務	令和2年3月16日	株式会社インテック札幌センター	1,584,000	本業務は現在稼働しているシステムの保守業務であり、円滑な維持管理及び迅速な障害対応が可能な者は、システムの開発及び導入を行い、システムを熟知している上記選定事業者に限られる。また、ソフトウェアの修正が必要な場合は、著作権等を有している上記選定業者以外では対応できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	施設管理担当課 情報システム担当係	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日
16	市立札幌病院透析管理システム保守業務	令和2年3月16日	ニプロ株式会社 札幌支店	2,376,000	本業務は現在稼働しているシステムの保守業務であり、円滑な維持管理及び迅速な障害対応が可能な者は、システムの開発及び導入を行い、システムを熟知している上記選定事業者に限られる。また、ソフトウェアの修正が必要な場合は、著作権等を有している上記選定業者以外では対応できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	施設管理担当課 情報システム担当係	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日
17	市立札幌病院物流管理システム保守業務	令和2年3月16日	株式会社ムトウ	2,917,200	本業務は現在稼働しているシステムの保守業務であり、円滑な維持管理及び迅速な障害対応が可能な者は、システムの開発及び導入を行い、システムを熟知している上記選定事業者に限られる。また、ソフトウェアの修正が必要な場合は、著作権等を有している上記選定業者以外では対応できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	施設管理担当課 情報システム担当係	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日
18	市立札幌病院DPC入力支援システム保守業務	令和2年3月10日	ニッセイ情報テクノロジー株式会社	1,320,000	本業務は現在稼働しているシステムの保守業務であり、円滑な維持管理及び迅速な障害対応が可能な者は、システムの開発及び導入を行い、システムを熟知している上記選定事業者に限られる。また、ソフトウェアの修正が必要な場合は、著作権等を有している上記選定業者以外では対応できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	施設管理担当課 情報システム担当係	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日

随意契約の公表(病院局分)

No	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	問い合わせ先	履行期間又は履行期限
19	市立札幌病院薬剤部門システム保守業務	令和2年3月10日	株式会社トーショー 札幌支店	2,864,400	本業務は現在稼働しているシステムの保守業務であり、円滑な維持管理及び迅速な障害対応が可能な者は、システムの開発及び導入を行い、システムを熟知している上記選定事業者に限られる。また、ソフトウェアの修正が必要な場合は、著作権等を有している上記選定業者以外では対応できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	施設管理担当課 情報システム担当係	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日
20	市立札幌病院検体検査・輸血システム保守業務	令和2年3月16日	株式会社エイアンド ティー	1,650,000	本業務は現在稼働しているシステムの保守業務であり、円滑な維持管理及び迅速な障害対応が可能な者は、システムの開発及び導入を行い、システムを熟知している上記選定事業者に限られる。また、ソフトウェアの修正が必要な場合は、著作権等を有している上記選定業者以外では対応できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	施設管理担当課 情報システム担当係	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日
21	市立札幌病院放射線部門・内視鏡超音波検査部門システムデータ移行業務	令和2年2月4日	富士フイルムメディカル株式会社 北海道支社	16,500,000	本業務は現在稼働中の放射線部門システム・内視鏡超音波検査部門システムのデータ移行業務であり、既存システムのソフトウェア開発及びシステム詳細設定等を行っている上記の者以外では実施できないことから、上記業者を特命とした。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	施設管理担当課 情報システム担当係	令和2年2月4日 ～令和2年3月31日
22	市立札幌病院財務会計システム保守業務	令和2年3月17日	株式会社エヌ・ティ・ ティ・データ北海道	3,861,000	すでに導入されている財務会計システムのソフトウェアに改修を行うものであり、保守対象のソフトウェア開発、カスタマイズ等を行っている上記の者以外では実施できない。 システムの機器構成、データベースの構造・設定内容及びプログラムのロジック・記述内容等を全て把握していなければ、適切な対応が極めて困難である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第2号)	経営企画課 経理係	令和3年3月31日
23	ラジオメーター製血液ガス分析装置保守点検業務	令和2年3月17日	ラジオメーター株式 会社札幌営業所	2,090,000	保守対象機器の製造者であり、保守業務を行う代理店もなく、適切かつ迅速な保守を実施し得る唯一の業者であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第2号)	経営企画課用度係	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日
24	ホシザキ製製氷機・給茶機(IM-80L他)保守点検業務	令和2年3月17日	ホシザキ北海道株式 会社	1,164,790	保守対象機器の製造者であり、保守業務を行う代理店もなく、適切かつ迅速な保守を実施し得る唯一の業者であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第2号)	経営企画課用度係	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日
25	サクラ精機製自動ジェット式超音波洗浄装置他保守点検業務	令和2年3月17日	サクラ精機株式会社 札幌営業所	3,630,000	保守対象機器の製造者であり、保守業務を行う代理店もなく、適切かつ迅速な保守を実施し得る唯一の業者であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第2号)	経営企画課用度係	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日
26	手術支援ロボット装置(da Vinci Si)保守点検業務	令和2年3月23日	インテュイティブサー ジカル合同会社	11,880,000	保守対象機器の製造者であり、保守業務を行う代理店もなく、適切かつ迅速な保守を実施し得る唯一の業者であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第2号)	経営企画課用度係	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日

随意契約の公表(病院局分)

No	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	問い合わせ先	履行期間又は履行期限
27	透析用水作成装置	令和2年2月21日	株式会社竹山中央支店	1,382,997	新型コロナウイルスその他の感染症の発生による蔓延防止のための医療機器、医療材料、薬品若しくは医療消耗品等の購入、物品の借受け又は役務の調達を直ちに行う必要があるため。 (札幌市病院局物品・役務契約等事務取扱要領第55条第1項別表3の2の2)	経営企画課用度係	令和2年3月31日
28	ネーザルハイフロー	令和2年2月21日	株式会社竹山中央支店	1,276,605	新型コロナウイルスその他の感染症の発生による蔓延防止のための医療機器、医療材料、薬品若しくは医療消耗品等の購入、物品の借受け又は役務の調達を直ちに行う必要があるため。 (札幌市病院局物品・役務契約等事務取扱要領第55条第1項別表3の2の2)	経営企画課用度係	令和2年3月31日
29	リアルタイム定量PCRシステム	令和2年3月16日	イムノサイエンス株式会社	1,430,000	新型コロナウイルスその他の感染症の発生による蔓延防止のための医療機器、医療材料、薬品若しくは医療消耗品等の購入、物品の借受け又は役務の調達を直ちに行う必要があるため。 (札幌市病院局物品・役務契約等事務取扱要領第55条第1項別表3の2の2)	経営企画課用度係	令和2年3月31日
30	核酸自動精製システム	令和2年3月17日	株式会社ムトウ	2,926,000	新型コロナウイルスその他の感染症の発生による蔓延防止のための医療機器、医療材料、薬品若しくは医療消耗品等の購入、物品の借受け又は役務の調達を直ちに行う必要があるため。 (札幌市病院局物品・役務契約等事務取扱要領第55条第1項別表3の2の2)	経営企画課用度係	令和2年3月31日
31	臨床検査業務(BRACA1/2遺伝子検査)(単価契約)	令和2年3月23日	(株)エスアールエル	6,552,000	保険適用として扱い、当該検査を受託可能な唯一の業者であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第2号)	医事課医事係	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日
32	歯科技工委託業務(単価契約)	令和2年3月27日	(株)高橋歯科技専 (株)札幌デンタル・ラボ ラトリー	1,218,896	札幌市競争入札参加資格者に登録されている全ての業者である。かつ、当院は糖尿病等合併症患者が多く、口腔ケアの観点から通常の歯科技工よりも緻密な加工・調整を要するが、相手方は、その精度を確保しつつ、合併症診療科の受診・手術日等との日程調整による限られた期間内に確実な製作・納品を受けられる体制を有しているため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	医事課医事係	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日
33	自動精算機保守業務	令和2年3月24日	北海道グローリー	1,258,950	現在導入し使用している自動精算機及び周辺機器に関し、補修又は交換を行うのは、プログラム著作権を持ちプログラムソース(プログラム原文)を保有する上記業者において他にない。過去の保守機関に関しても、確実かつ誠実に業務を履行していることから上記業者を指名するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	医事課医事係	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日